

野菜価格安定対策事業の推進について

| | |
|------|---------------------------------------|
| | 令和5年4月25日付け4農産第4453号-1 農林水産省農産局長通知 |
| 一部改正 | 令和6年4月12日付け5農産第3967号-3 農林水産省農産局長通知 |
| 一部改正 | 令和6年10月1日付け6農産第2465号 農林水産省農産局長通知 |
| 一部改正 | 令和7年4月1日付け6農産第4129号 農林水産省農産局長通知 |
| 一部改正 | 令和8年4月7日付け7農産第5488号 農林水産省農産局長通知 |

第1 事業内容

野菜価格安定対策費補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3943号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）の第4各号に掲げる各事業の実施に当たっては、交付等要綱の別記に定めるもののほか、この通知に定めるところによる。

- (1) 野菜需給均衡総合推進対策事業
別記1に定めるとおりとする。
- (2) 指定野菜価格安定対策事業
別記2に定めるとおりとする。
- (3) 契約指定野菜安定供給事業
別記3に定めるとおりとする。
- (4) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業
別記4に定めるとおりとする。
- (5) 契約特定野菜等安定供給促進事業
別記5に定めるとおりとする。

第2 用語の定義

この通知において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「指定野菜」とは、野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号。以下「法」という。）第2条で定義され、野菜生産出荷安定法施行令（昭和41年政令第224号。以下「施行令」という。）第1条で規定される野菜をいう。
- (2) 「特定野菜」とは、法第14条及び野菜生産出荷安定法施行規則（昭和41年農林省令第36号。以下「施行規則」という。）第8条で規定される野菜をいう。
- (3) 「重要野菜」、「調整野菜」及び「一般指定野菜」とは、交付等要綱別記2第6の1の(3)で規定される野菜をいう。
- (4) 「重要特定野菜」とは、特定野菜のうち農産局長が別に定める野菜をいう。
- (5) 「特認野菜」とは、交付等要綱別記4第2に規定する特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金等交付事業の特定野菜等のうち施行規則第8条の「特にその供給の安定を図る必要がある野菜として農林水産大臣が定めるもの」として、施行規則第8条の規定に基づき、同条の農林水産大臣が定める野菜（平成15年10月1日付け農林水産省告示第1535号）にて告示された野菜をいう。
- (6) 「野菜指定産地」とは、法第4条で規定される産地をいう。
- (7) 「登録出荷団体」及び「登録生産者」とは、法第10条第1項に規定する登録出荷団体及び登録生産者をいう。

- (8) 「野菜価格安定法人」とは、野菜価格の安定を目的として都道府県の区域を単位として設立された一般社団法人又は一般財団法人をいう。
- (9) 「登録認定農業者等」とは、交付等要綱第3第7号に規定する登録認定農業者等をいう。

第3 その他

- 1 別表に掲げる野菜価格安定対策事業の各事業の申請（別表の当該欄に規定する行為をいう。以下第3において同じ。）を行う場合には、申請者は、別表にて該当する様式の「環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）チェックシート」（以下「チェックシート」という。）に記載された各取組の実施についてチェックすることとする。ただし、出荷団体が申請を行う場合であって、申請者（以下2及び5において「申請出荷団体」という。）を通じて野菜価格安定対策事業を利用する出荷団体（以下この項、2及び5において「個別出荷団体」という。）がある場合には、当該個別出荷団体がチェックシートを作成することとする。
 - 2 1のチェックシートの提出は、別表の申請先の欄に規定する申請先ごとに1枚とする。
1のただし書の場合においては、個別出荷団体は、申請出荷団体へチェックシートを提出することとし、申請出荷団体は、個別出荷団体が提出したチェックシートを取りまとめて申告することとする。
 - 3 1のチェックシートの提出は、同一事業年度（別表に掲げる各事業に係る独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の一の事業年度をいう。）の申請において一チェックシート作成者につき一回とする。また、当該事業年度に申請を行う指定野菜又は特定野菜全体について申告するものとする。
 - 4 次に掲げる事業におけるチェックシートの提出については、前2項の規定にかかわらず、機構理事長が定めるところによる。
 - ① 野菜需給均衡総合推進対策事業のうち交付等要綱別記1の第2の1の(2)の緊急需給調整推進事業
 - ② 本通知別記5別添の契約野菜収入確保モデル事業
 - 5 農林水産省は、チェックシートを提出した者から抽出して、実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。ただし、出荷団体が申請を行う場合であって、申請出荷団体を通じて野菜価格安定対策事業を利用する個別出荷団体がある場合には、当該個別出荷団体を抽出及び確認の対象とする。
 - 6 申請に当たり取得した個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省、機構及び野菜価格安定法人で使用することとし、チェックシートの提出をもって個人情報の取扱いに係る申請者の同意を得たものとみなす。
 - 7 1のチェックシートを提出する者のうち、GAP認証を取得している登録生産者及び相当規模生産者は、みどりの食料システム戦略の趣旨を理解した上で、野菜を含む分野を対象とするGAP認証書等の写しを提出することにより1のチェックシートの提出を省略することができる。対象となるGAP認証は、以下のとおりとする。
 - ・ JGAP
 - ・ ASIAGAP
 - ・ GLOBALG. A. P.
 - ・ 国際水準GAPガイドラインに準拠し、農業者の取組状況を確認する体制を有する都道府県GAP（参考）
対象となる都道府県GAPは、下記の農林水産省ウェブサイトを参考とされたい。
- 国際水準GAPガイドラインに準拠したGAP
https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/gap_guidelines/index.html

附 則（令和5年4月25日付け4農産4453号-1）

- 1 この通知は、令和5年4月25日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の推進について（昭和51年11月9日付け51食流第6096号農林省食品流通局長通知）、野菜需給均衡総合推進対策事業の運用について（昭和63年7月25日付け63食流第3577号農林水産省食品流通局長通知）、指定野菜における出荷数量の認定について（平成14年4月1日付け13生産第9961号農林水産省生産局長通知）、契約特定野菜等安定供給促進事業の推進について（平成14年8月2日付け14生産第3628号農林水産省生産局長通知）、指定野菜価格安定対策事業の推進について（平成15年9月29日付け15生産第4158号農林水産省生産局長通知）、契約指定野菜安定供給事業の推進について（平成15年9月29日付け15生産第4158号農林水産省生産局長通知）、契約野菜収入確保モデル事業実施要領（平成23年3月31日付け22生産第10948号農林水産省生産局長通知）及び指定野菜価格安定対策事業の推進について第16の2の(2)の規定による「生産局長が定める割合」について（平成27年4月10日付け26生産第3255号農林水産省生産局長通知）は、廃止する。
- 3 前項による廃止の前の契約野菜収入確保モデル事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。
- 4 交付等要綱別記3契約指定野菜価格安定供給事業実施要領第6の2に規定する交付予約の申込期限が令和5年8月31日より前である業務区分については、第2項による廃止前の契約指定野菜安定供給事業の推進について別表1を適用する。
- 5 交付等要綱別記5契約特定野菜等安定供給促進事業実施要領第4の2(7)又は(10)の契約の対象出荷期間の開始の日が令和5年9月30日以前である業務区分については、第2項による廃止前の契約特定野菜等安定供給促進事業の推進について別表1及び別表2を適用する。
- 6 本事業に関連する文書中「野菜価格安定対策事業の推進について（令和5年4月1日付け4農産第4453号農林水産省農産局長通知）」とあるのは「野菜価格安定対策事業の推進について（令和5年4月25日付け4農産4453号-1農林水産省農産局長通知）」と読み替えるものとする。

附 則（令和6年4月12日付け5農産第3967号-3）

- 1 この改正は、令和6年4月12日から施行する。
- 2 交付等要綱別記2第6の1(2)に規定する交付予約の申込期限が令和6年8月31日より前である業務区分については、この通知による改正前の本通知別記1別表2から別表6及び本通知別記2別表1から別表6を適用する。
- 3 交付等要綱別記3第6の2(2)に規定する交付予約の申込期限が令和6年8月31日より前である業務区分については、この通知による改正前の本通知別記3別表1を適用する。
- 4 交付等要綱別記4第3の3(2)キ又はケの契約の対象出荷期間の開始の日が令和6年10月1日より前である業務区分については、この通知による改正前の本通知別記4別表1及び別表2を適用する。
- 5 交付等要綱別記5第4の2の(7)又は(10)の契約の対象出荷期間の開始の日が令和6年10月1日より前である業務区分については、この通知による改正前の本通知別記5別表1及び別表2を適用する。
- 6 機構理事長が、令和6年4月1日より前に本通知別記5別添第9の2の交付決定を通知した事業実施主体については、この通知による改正前の本通知別記5別添別表1-1から別表2-2を適用する。
- 7 本通知別記5別添における対象出荷期間の開始日が令和6年9月1日より前である申込区分については、この通知による改正前の本通知別記5別添別表1-1から別表2-2を適用する。

附 則（令和6年10月1日付け6農産2465号）

- この通知は、令和6年10月1日から施行する。
- この通知による改正後の第3の規定は、別表に掲げる各事業に係る機構の令和7事業年度の申請から適用するものとし、登録生産者が指定野菜価格安定対策事業又は契約指定野菜安定供給事業の令和6事業年度の交付予約の申込みを行う場合等については、なお従前の例による。

附 則（令和7年4月1日付け6農産第4129号）

- この改正は、令和7年4月1日から施行する。ただし、野菜生産出荷安定法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第355号）の施行を踏まえたブロッコリーの指定野菜追加に係る改正及び天候不順の環境下における安定出荷を促す取組に係る改正として、別記2の第8、別表1、別表3、別表4及び別表6、別記3の別表第1、別記4の10の2、別表1及び別表2、別記5の別表1及び別表2並びに別記5別添の第3、別表1-1から別表2-2までの規定については令和8年4月1日から適用する。
- 別記2別表4の夏秋キャベツについては、令和8年3月31日までの間においては、改正前の表に加え、下記の表を適用する。

| 業 務 区 分 | | | 交付予約の 申込期限 (基準) | 資金造成単価 (基準) (kg当たり) | | | | 保証基準額 (基準) (kg当たり) | 最低基準額 (基準) (kg当たり) | 資材高騰 加 算 額 (基準) (kg当たり) |
|---------|---------|---------------------|-----------------------|------------------------|--------------|--------------|--------------------|--------------------------|--------------------------|----------------------------------|
| 対 象 野 菜 | 対象市場群 | 対象出荷期間 (基準) | | 一般補給資金造成単価 | | | 特別補給 資金造成 単価 | | | |
| | | | | 第Ⅰ区分 | 第Ⅱ区分 | 第Ⅲ区分 | | | | |
| 夏秋キャベツ | 北海道ブロック | 11月1日から 11月15日まで | 8月31日 | 円 銭 17.82 | 円 銭 15.84 | 円 銭 13.86 | 円 銭 1.98 | 円 銭 59.00 | 円 銭 39.20 | |
| 同 上 | 東北ブロック | 同 上 | 同 上 | 18.91 | 16.81 | 14.71 | 2.10 | 63.00 | 41.99 | |
| 同 上 | 関東ブロック | 同 上 | 同 上 | 21.51 | 19.12 | 16.73 | 2.39 | 72.00 | 48.10 | |
| 同 上 | 北陸ブロック | 同 上 | 同 上 | 22.32 | 19.84 | 17.36 | 2.48 | 74.50 | 49.70 | |
| 同 上 | 東海ブロック | 同 上 | 同 上 | 22.68 | 20.16 | 17.64 | 2.52 | 75.50 | 50.30 | |
| 同 上 | 近畿ブロック | 同 上 | 同 上 | 23.21 | 20.63 | 18.05 | 2.58 | 77.00 | 51.21 | |
| 同 上 | 中国ブロック | 同 上 | 同 上 | 23.57 | 20.95 | 18.33 | 2.62 | 79.00 | 52.81 | |
| 同 上 | 四国ブロック | 同 上 | 同 上 | 24.71 | 21.97 | 19.22 | 2.75 | 82.00 | 54.54 | |
| 同 上 | 九州ブロック | 同 上 | 同 上 | 24.69 | 21.94 | 19.20 | 2.74 | 82.50 | 55.07 | |
| 同 上 | 沖縄ブロック | 同 上 | 同 上 | 32.08 | 28.51 | 24.95 | 3.56 | 107.00 | 71.36 | |

- この通知の改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

附 則（令和8年4月7日付け7農産第5488号）

- この通知は、令和8年4月7日から施行する。
- この通知による別添様式第1号から第3-3号の改正について、本通知別表の申請を令和8年5月20日までに行うものは、従前の様式により提出してもよいものとする。

別表

| 番号 | 事業名 | 申請 | 申請先 | 申請者 | チェックシート |
|-----|--|-------------------|----------|---|--|
| ①-1 | 野菜需給均衡総合推進対策事業 (うち交付等要綱別記1の第2の1の(1)の生産出荷団体緊急需給調整事業) | 事業への参加申込み | 機構 | 下記②～⑤の各事業に申請を行う者 | 下記②～⑤の各事業において該当する各様式 |
| | | | | 交付等要綱別記1の第2の1の(1)の特定出荷団体等 | 出荷団体の場合：別添様式第1号(出荷団体向け) 生産者の場合：別添様式第2号(生産者向け) |
| ①-2 | 野菜需給均衡総合推進対策事業 (うち交付等要綱別記1の第2の1の(2)の緊急需給調整推進事業) | 交付申請 実績報告 | 機構 | 交付等要綱別記1の第2の1の(2)の緊急需給調整推進事業のうち、ア又はイの取組を行う登録出荷団体、共同出荷組織及び特定出荷団体等(出荷団体の場合) | 別添様式第3-1号(単年度事業用・出荷団体向け) |
| | | | | 交付等要綱別記1の第2の1の(2)の緊急需給調整推進事業のうち、ア又はイの取組を行う登録生産者、相当規模生産者及び特定出荷団体等(生産者の場合) | 別添様式第3-2号(単年度事業用・生産者向け) |
| | | | | 交付等要綱別記1の第2の1の(2)の緊急需給調整推進事業のうち、イの取組を行う者であって、上記にあてはまらない者(登録出荷団体等及び共同出荷組織等を構成員とする民間団体) | 別添様式第3-3号(単年度事業用・事業者向け) |
| ② | 指定野菜価格安定対策事業 | 交付予約の申込み | 機構 | 登録出荷団体 | 別添様式第1号(出荷団体向け) |
| | | | | 登録生産者 | 別添様式第2号(生産者向け) |
| ③ | 契約指定野菜安定供給事業 | 交付予約の申込み | 機構 | 登録出荷団体 | 別添様式第1号(出荷団体向け) |
| | | | | 登録生産者 | 別添様式第2号(生産者向け) |
| ④ | 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 | 契約 | 野菜価格安定法人 | 交付等要綱別記4の第3の3の(3)の共同出荷組織 | 別添様式第1号(出荷団体向け) |
| | | | | 交付等要綱別記4の第3の3の(4)の相当規模生産者 | 別添様式第2号(生産者向け) |
| ⑤ | 契約特定野菜等安定供給促進事業 | 契約 | 野菜価格安定法人 | 交付等要綱別記5の第3の2の(4)の共同出荷組織 | 別添様式第1号(出荷団体向け) |
| | | | | 交付等要綱別記5の第3の2の(5)の相当規模生産者 | 別添様式第2号(生産者向け) |
| ⑥ | 契約野菜収入確保モデル事業 | 事業実施計画の提出 実績報告 | 機構 | 本通知別記5別添の第4の1に定める事業実施主体 | 別添様式第3-2号(単年度事業用・生産者向け) |
| | | | | 本通知別記5別添の第4の2及び3に定める事業実施主体 | 別添様式第3-1号(単年度事業用・出荷団体向け) |
| | | | | 本通知別記5別添の第4の4に定める事業実施主体 | 別添様式第3-3号(単年度事業用・事業者向け) |

「みどりチェック」 チェックシート（生産者向け）

注：チェックシート導入初年度においては、前年度実施状況報告時欄への記載は不要。

↓該当する方に○

| | | | |
|--------|-------|----------------------|--|
| 事業実施年度 | 令和○年度 | 前年度実施状況報告時 実施しました | |
| 申告者 | ○○○ | 当年度申請時 実施します | |

- ・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。

解説書



| | | |
|--------------------------|----------------------------------|---------------------------------------|
| チェック | 環境関係法令の遵守等 | |
| <input type="checkbox"/> | ① | みどりの食料システム戦略の理解 |
| <input type="checkbox"/> | ② | 関係法令の遵守 |
| <input type="checkbox"/> | ③ | 正しい知識に基づく作業安全に努める |
| | 適正な施肥 | |
| <input type="checkbox"/> | ④ | 肥料の適正な保管 |
| <input type="checkbox"/> | ⑤ | 肥料の使用状況等の記録・保存に努める |
| <input type="checkbox"/> | ⑥ | 作物特性やデータに基づく施肥設計を検討 |
| <input type="checkbox"/> | ⑦ | 有機物の適正な施用による土づくりを検討 |
| | 適正な防除・生物多様性への悪影響の防止 | |
| <input type="checkbox"/> | ⑧ | 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討 |
| <input type="checkbox"/> | ⑨ | 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める |
| <input type="checkbox"/> | ⑩ | 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討 |
| <input type="checkbox"/> | ⑪ | 農薬の適正な使用・保管 |
| <input type="checkbox"/> | ⑫ | 農薬の使用状況等の記録・保存 |
| | エネルギーの節減 | |
| <input type="checkbox"/> | ⑬ | 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める |
| | 悪臭及び害虫の発生防止 | |
| <input type="checkbox"/> | ⑭ | 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める |
| | 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分 | |
| <input type="checkbox"/> | ⑮ | プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理 |

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農業取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）とする。

「みどりチェック」 チェックシート（単年度事業用・出荷団体向け）

↓該当する方に○

| | | | |
|--------|----------|--------------------|--|
| 事業実施年度 | 令和○年度 | 当年度申請時 実施します | |
| 申告者 | 〇〇〇（△△県） | 当年度実施報告時 実施しました | |

- ・ 交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・ 実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・ 各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。

解説書



| | |
|---|--|
| (1) 野菜の生産に当たり、共同出荷組織等からの営農指導や栽培マニュアル等に即し、生産者が以下の取組を実施 | |
| チェック | <p>①適正な施肥</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 肥料の適正な保管 ・ 肥料の使用状況等の記録・保存に努める ・ 作物特性やデータに基づく施肥設計を検討 ・ 有機物の適正な施用による土づくりを検討 <p>②適正な防除・生物多様性への悪影響の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討 ・ 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める ・ 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討 <p><input type="checkbox"/></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農薬の適正な使用・保管 ・ 農薬の使用状況等の記録・保存 <p>③エネルギーの節減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める <p>④悪臭及び害虫の発生防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める <p>⑤廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理 <p>⑥農作業安全対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正しい知識に基づく作業安全に努める |
| (2) 団体・生産者において、環境関係法令の遵守及びみどりの食料システム戦略の理解をすること | |
| チェック | <p><input type="checkbox"/></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ みどりの食料システム戦略に係るパンフレット・チェックシート解説書等を読み、基本的な取組内容を理解 ・ 環境関係法令の遵守 |

関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）とする。

「みどりチェック」 チェックシート（単年度事業用・生産者向け）

注：チェックシート導入初年度においては、前年度実施状況報告時欄への記載は不要。

↓該当する方に○

| | | | |
|--------|-------|--------------------|--|
| 事業実施年度 | 令和○年度 | 当年度申請時 実施します | |
| 申告者 | ○○○ | 当年度実施報告時 実施しました | |

- ・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。

解説書



チェック

| | |
|----------------------------------|---|
| 環境関係法令の遵守等 | |
| <input type="checkbox"/> | ① みどりの食料システム戦略の理解 |
| <input type="checkbox"/> | ② 関係法令の遵守 |
| <input type="checkbox"/> | ③ 正しい知識に基づく作業安全に努める |
| 適正な施肥 | |
| <input type="checkbox"/> | ④ 肥料の適正な保管 |
| <input type="checkbox"/> | ⑤ 肥料の使用状況等の記録・保存に努める |
| <input type="checkbox"/> | ⑥ 作物特性やデータに基づく施肥設計を検討 |
| <input type="checkbox"/> | ⑦ 有機物の適正な施用による土づくりを検討 |
| 適正な防除・生物多様性への悪影響の防止 | |
| <input type="checkbox"/> | ⑧ 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討 |
| <input type="checkbox"/> | ⑨ 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める |
| <input type="checkbox"/> | ⑩ 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討 |
| <input type="checkbox"/> | ⑪ 農薬の適正な使用・保管 |
| <input type="checkbox"/> | ⑫ 農薬の使用状況等の記録・保存 |
| エネルギーの節減 | |
| <input type="checkbox"/> | ⑬ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める |
| 悪臭及び害虫の発生防止 | |
| <input type="checkbox"/> | ⑭ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める |
| 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分 | |
| <input type="checkbox"/> | ⑮ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理 |

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）とする。

「みどりチェック」 チェックシート（単年度事業用・事業者向け）

注：チェックシート導入初年度においては、前年度実施状況報告時欄への記載は不要。

↓該当する方に○

| | | | |
|--------|-------|--------------------|--|
| 事業実施年度 | 令和○年度 | 当年度申請時 実施します | |
| 申告者 | ○○○ | 当年度実施報告時 実施しました | |

- ・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

解説書



チェック

| | |
|----------------------------------|---|
| 環境関係法令の遵守等 | |
| <input type="checkbox"/> | ① みどりの食料システム戦略の理解 |
| <input type="checkbox"/> | ② 関係法令の遵守 |
| <input type="checkbox"/> | ③ 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める |
| <input type="checkbox"/> | ④ 正しい知識に基づく作業安全に努める |
| エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除 | |
| <input type="checkbox"/> | ⑤ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める |
| <input type="checkbox"/> | ⑥ 環境負荷低減に配慮した商品、原料、農産物等の調達を検討 |
| 悪臭及び害虫の発生防止 | |
| <input type="checkbox"/> | ⑦ ※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない □） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める |
| 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分 | |
| <input type="checkbox"/> | ⑧ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理 |
| <input type="checkbox"/> | ⑨ 資源の再利用を検討 |
| 生物多様性への悪影響の防止 | |
| <input type="checkbox"/> | ⑩ ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない □） 生物多様性に配慮した事業実施に努める |
| <input type="checkbox"/> | ⑪ ※特定事業場である場合（該当しない □） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守 |

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）とする。